

令和 3 年 度

久留米市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

久留米市監査委員

令和3年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

久留米市監査基準第4条第1項第13号の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和3年度久留米市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点・主な実施内容

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率の算定は適正に行われているかを主眼として実施した。

なお、この審査は、久留米市監査基準に準拠して行った。

4 審査の実施場所及び日程

監査委員室、監査委員事務局執務室・会議室、職員会館メルクス会議室

令和4年8月10日から令和4年9月5日まで

5 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、おおむね適正に作成されていたが、一部事務処理に不備があり、算定の基礎となる事項を記載した書類において計数の修正が行われている。

健全化判断比率は次の表のとおりとなり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため該当数値はない。実質公債費比率は前年度から0.1ポイント低下（向上）し、将来負担比率も、前年度から9.4ポイント低下（向上）している。法令に定める早期健全化基準も大幅に下回っており、今回の指標を見る限りでは、市の財政は「健全段階」の範囲にあるものと認められる。

財政健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実 質 公 債 費 比 率	3.4%	3.5%	△0.1	25 %	
④ 将 来 負 担 比 率	14.3%	23.7%	△9.4	350 %	

(注：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の額）に対する比率である。本年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率の該当数値は無いが、本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和3年度	令和2年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	780,456	790,969	△ 10,513
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	35,104	35,829	△ 725
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	180,086	162,354	17,732
① 分子（一般会計等実質収支額合計）	995,646	989,152	6,494
② 分母（標準財政規模）	73,754,152	70,294,508	3,459,644
①／②	+1.34%	+1.40%	△0.06

(注：「+」は、黒字の状態を意味する。)

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

本年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率の該当数値は無いが、本市においてこの比率の算定対象となる企業会計を含む全会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和3年度	令和2年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	780,456	790,969	△ 10,513
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	35,104	35,829	△ 725
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	180,086	162,354	17,732
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	1,390,766	1,392,490	△ 1,724
競輪事業特別会計 実質収支額	653,355	599,371	53,984
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	8,091	8,040	51
介護保険事業特別会計 実質収支額	302,601	510,540	△ 207,939
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	100,742	93,964	6,778
水道事業会計 資金不足・剰余額	5,039,794	6,037,327	△ 997,533
下水道事業会計 資金不足・剰余額	2,864,264	5,116,318	△ 2,252,054
卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	14,745	14,669	76
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	10,962	11,812	△ 850
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	11,741	14,163	△ 2,422
産業団地整備事業特別会計 資金不足・剰余額	0	-	-
① 分子（各会計実質収支額、資金不足・剰余額合計）	11,392,707	14,787,846	△ 3,395,139
② 分母（標準財政規模）	73,754,152	70,294,508	3,459,644
①／②	+15.44%	+21.03%	△5.59

(注：「+」は、黒字の状態を意味する。)

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

本年度の実質公債費比率の算定結果は、前年度から 0.1 ポイント低下（向上）した。当比率は実質公債費比率（単年度）の過去 3 か年の平均値で表されるため、令和 3 年度が、単年度の実質公債費比率で 3.11%まで低下したことの影響が現れている。この低下は、普通交付税の交付額が増加したことなどで、分母である標準財政規模が大きくなったことによるものである。なお、早期健全化基準の 25%との比較においては低い数値で、前年度の中核市平均値 5.4%との比較においても良好な状態にあるといえる。

過年度との対照については次表のとおりである。今後の諸事業に係る地方債などの借入れ状況や元利償還金の変化などによって当比率は変動するので、注意が必要である。

【実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度
① 元利償還金等*	12,336,073	12,313,132	12,524,215	12,565,860	12,716,604	150,744
② 標準財政規模	68,300,632	68,588,711	69,154,492	70,294,508	73,754,152	3,459,644
③ 基準財政需要額算入額**	10,325,393	10,385,106	10,368,013	10,337,695	10,755,469	417,774
④ 実質公債費比率(単年度)	3.46	3.31	3.66	3.71	3.11	△0.60
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	3.6%	3.3%	3.4%	3.5%	3.4%	△0.1

(注：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等* (表中では特定財源等の額を控除して表示)－③基準財政需要額算入額** (元利償還金等に係る額。以下、④将来負担比率においても同じ。)」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額**」の値で除して求める。(小数点以下 2 桁まで表記) また、⑤実質公債費比率(3 か年平均)は、過去 3 年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。)

④ 将来負担比率について

本年度の将来負担比率の算定結果は 14.3%で、前年度の 23.7%から向上している。早期健全化基準の 350%を大きく下回り、当比率の基準からすれば「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて低下（向上）した主な要因は、当比率を算定する際の分母である標準財政規模が、国の追加交付による普通交付税の約 36 億円増などで大きくなったこと、分子について、普通会計が負担すべき地方債現在高の減少と、分子から控除される充当可能財源が基金への積立てやふるさと納税等の増により増加したことによるものである。

【将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和3年度	令和2年度	対前年度差
① 将来負担額	181,143,117	185,812,714	△ 4,669,597
② 充当可能財源等	172,117,390	171,554,062	563,328
③ 標準財政規模	73,754,152	70,294,508	3,459,644
④ 基準財政需要額算入額	10,755,469	10,337,695	417,774
⑤ 将来負担比率	14.3%	23.7%	△9.4

(注：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。)

令和３年度 久留米市資金不足比率審査意見書

１ 審査の種類

久留米市監査基準第４条第１項第１４号の規定に基づく審査

２ 審査の対象

令和３年度久留米市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３ 審査の着眼点・主な実施内容

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率の算定は適正に行われているかを主眼として実施した。

なお、この審査は、久留米市監査基準に準拠して行った。

４ 審査の実施場所及び日程

監査委員室、監査委員事務局執務室・会議室

令和４年８月１０日から令和４年９月５日まで

５ 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計も資金不足は生じておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。

特 別 会 計 の 名 称	令和３年度 資金不足比率	令和２年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備 考
水道事業会計	—	—	20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業会計	—	—		
卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		
産業団地整備事業特別会計	—			地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業)

(注：資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。)